

今、同一労働同一賃金を考えよう!

様々な職場で有期雇用労働者と無期雇用労働者の待遇格差が問題となっています。雇用形態の違いによらない公正な待遇を求めた裁判が全国各地で起こされました。

最高裁判所は、2018年6月1日、「長澤運輸事件」と「ハマキョウレックス事件」について判決をしました。これに続き、2020年10月13日、15日には「大阪医科薬科大学事件」「メトロコマース事件」「日本郵便事件」について判決をしました。

そもそも同一労働同一賃金とはどのようなルールなのか、どのような格差が不合理として許されないのか、職場で格差が生じている場合何を主張することができるか。

これらの問題について、上記ハマキョウレックス事件と日本郵便事件を代理人弁護士として担当した中島光孝弁護士が、最高裁判例が示した判断基準を踏まえて解説します。

また、皆さんと一緒に、待遇格差の是正を求めてどのように闘ったらよいのか、現場で具体的に何ができるのかについて、考えたいと思います。

2021年4月1日の中小企業への「同一労働同一賃金」（いわゆるパート有期労働法）の施行がせまり、7つの最高裁判決が出そろったこの時期に、同一労働同一賃金について共に考えましょう!

1. 定員

(1) WEB受講 (Zoom) : 先着100名

(2) 労弁事務所受講 : 先着10名

※メールまたはQRコードで「団体名(所属)・お名前・メールアドレス・緊急時連絡先・受講料振込人名義」をご記入の上、お申し込みください。(送信先:lala-osaka1975@nifty.com)

※賛助団体のみなさまの場合は、お一人ずつでも、団体として一括でもお申し込みいただけます。

2. 受講料: 800円 (WEB受講でも労弁事務所受講でも同額です)

お申し込みをくださった方に、受講料振込口座をお知らせいたしますので、12月7日までに振り込んでください。入金を確認された方には、受講日の前日までに参加URLと資料をお送りいたします。

※いったんお支払いされた受講料は原則として返金できません。

12月10日(木)
18:30 ~ 20:30

受講料: 800円

講師

なかじま みつのり
中島光孝 弁護士



製鉄所転炉工場勤務(2年間)、金融機関勤務(12年間)を経て、1990年(平成2年)に弁護士登録。以降、「働く人」の立場に立って主に労働者側の弁護士として活動。

近年ではハマキョウレックス事件、日本郵便事件、住友ゴム工業(アスベスト)事件を担当。

